


	目次	岡山県公報	
		発行 岡山県	
	担当課(室)		
○ 悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域及び規制基準の一部改正 （県例規集登載）	環境管理課		
○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定の辞退	健康推進課		
【公 告】			
○ 大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	経営支援課		
○ 公共測量の実施	監理課		
○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了	建築指導課		
		目次	
		担当課(室)	

令和4年11月29日 岡山県公報 第12452号

◎岡山県告示第四百九十号

昭和六十一年岡山県告示第三百五十一号（悪臭防止法に基づく悪臭の規制地域及び規制基準）の一部を次のように改正する。

令和四年十一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第三条の表和気町の項の次に次のように加える。

奈義町	一四
-----	----

別表第二和気町の項の次に次のように加える。

奈義町	すべての地域
-----	--------

別表第二の備考二中「別図は省略し、」を削り、「とともに」を「は、」に改める。

附 則

この告示は、令和五年一月一日から施行する。

◎岡山県告示第四百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により指定を受けた次の精神通院医療を担当する医療機関について、同法第六十五条の規定によりその指定を辞退する旨の届出を受理した。

令和四年十一月二十九日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定を辞退した医療機関

名称

所在地

辞退年月日

佐古薬局石川病院前店

津山市川崎五五〇―一

令和四年十一月二十三日

のぞみキッズクリニック

倉敷市玉島一七〇―一

令和四年十一月三十日

医療法人 児島第一診療所

倉敷市児島味野一―一四―二〇

令和四年十一月三十日

令和4年11月29日 岡山県公報 第12452号

〔五七九〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和四年十一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 笠岡シーサイドモール

所在地 笠岡市笠岡二三八八番地ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社せとうちエステート

住所 笠岡市笠岡二三八八番地

代表者の氏名 代表取締役 山本 大介

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更後）小売店舗追加

名称 株式会社ハニーズホールディングス

住所 福島県いわき市鹿島町走熊字七本松二七番地の一

代表者の氏名 江尻 英介

4 変更年月日

令和元年七月一日

二 届出年月日

令和四年十一月十八日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和四年十一月二十九日から令和五年三月二十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課

令和4年11月29日 岡山県公報 第12452号

〔五八〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備中県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年十一月二十九日

岡山県知事 伊原木 隆 太

測量区域	高梁市川上町上大竹地内
測量の種類	公共測量（四級基準点測量及び用地測量）
測量期間	令和四年十一月七日から令和五年三月三十一日まで

令和4年11月29日 岡山県公報 第12452号

〔五八一〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年十一月二十九日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

赤磐市岩田字深田三二六―一、字川井田三三八―一、三三九―一、三四〇―一、

三四一―三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

岡山市中区江並一五九―一四

堀崎 貴裕

三 許可年月日及び許可番号

令和四年二月十四日岡山県指令建指第四〇七号